

福島県田村市お試しチャレンジハウス利用マニュアル

【チャレンジハウス春山】

【チャレンジハウス滝根】

1. 利用方法

(1) 目的

田村市への移住を検討している方に対して、一時的に居住する住宅を供し、市の風土及び市内での日常生活を体験していただくことにより、その移住を促進し、地域の活性化に資することを目的とする。

(2) 利用者の要件【次の全てを満たす方】

- ①市への移住を検討している方
- ②市外に居住している方（20歳以上の方）
- ③入居期間中に移住相談窓口「田村サポートセンター」を利用される方
- ④暴力団員でないこと

(3) 利用期間

2日以上1か月以内

多くのご利用様に利用していただくため2週間程度でお願いしております。

また、ご入居、ご退居日については平日にお願いしております。

※利用期間は年末年始を除きます。

※冬季期間は水道の凍結により利用できない場合があります。

(4) 利用料

- ①家賃は無料
 - ②利用料（光熱水費実費相当額）として一人1日当たり300円
- ※食費、交通費、生活に必要な消耗品などは自己負担

(5) 利用方法（お申込み方法）

- ①利用申請書等は田村市ホームページ→暮らし・行政→組織で探す→企画調整課→定住促進→「田舎暮らし体験 お試しチャレンジハウス」ページ内にあります。

- ・お試しチャレンジハウス利用申請書[PDFファイル]
- ・お試しチャレンジハウスご利用事前アンケート[PDFファイル]

上記、申込書及び事前アンケートをダウンロード（印刷）して必要事項を記入してください。（裏面）に注意事項が記載されておりますので確認してください。

- ②利用日の2週間前までにお試しチャレンジハウス利用申請書（様式第1号）にお試しチャレンジハウス事前アンケートと本人確認書類の写し（運転免許証、又はマイナンバーカード）を添えて郵送してください。

（6）送付先

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2 田村市役所 総務部 企画調整課
TEL:0247-61-7615 メールアドレス：kikaku@city.tamura.lg.jp

（7）利用の承諾

利用日の1週間前にチャレンジハウス利用申請書の内容について審査の上、利用の可否を決定し、通知します。

2. 利用開始から終了までの流れ

（1）利用開始日

① 手続場所と時間

- ・チャレンジハウス春山

田村市役所3階企画調整課窓口(32番窓口)に9時～11時又は13時～15時の間にお越しください。

住所：〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

- ・チャレンジハウス滝根

滝根行政局窓口(9時～10時30分又は13時30分～15時の間)にお越しください。

住所：〒963-3692 福島県田村市滝根町神俣字関場118番地

② 賃貸借契約書の締結

チャレンジハウス利用に係る「一時使用目的による建物賃貸借契約書」の取り交わしを行いますので印鑑をご持参ください。

③ 利用料金の納入(前納)

田村市役所会計課窓口(10番窓口)又は滝根行政局窓口にて利用料金を納入してください。

④ チャレンジハウス現地へのご案内

⑤ 鍵の受け渡し、利用説明

(2) 滞在中

①移住相談窓口 「田村サポートセンター」の利用

滞在中、田村サポートセンターをご利用いただきます。

事前予約制。ご相談は対面、オンライン、お電話でも承ります。

〒963-4313 福島県田村市船引町石森字舘108 TEL:050-5526-4583

②連絡先

滞在中に何かございましたら下記へご連絡下さい。

TEL:0247-61-7615(開庁時間内) TEL: 0247-81-1220(開庁時間外)

(3) 利用終了日

①手続場所と時間

・チャレンジハウス春山

チャレンジハウス春山に9時～11時又は13時～15時の間のご指定時間にお伺いいたします。

・チャレンジハウス滝根

チャレンジハウス滝根に9時～10時30分又は13時30分～15時の間のご指定時間にお伺いいたします。

②鍵の引き取り、体験レポートの回収

お帰りの際に、体験レポートの提出をお願いします。

※退居前に必ず住宅の清掃（キッチン、トイレ、洗面台、お風呂の水回りの掃除や廊下、床、畳の掃除機掛けなど）を行ってください。

3. 留意事項

(1) 利用期間中の食事は提供いたしません。

(2) チャレンジハウスの提供のみとなりますので日常で使用する消耗品（洗剤、トイレトーパーパー）、寝具（お布団、枕）などはご自身でご用意していただきます。

(3) 故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は利用者にご負担いただきます。

(4) 清掃、草刈り、雪かきは、ご自身で適宜行ってください。

(5) 住宅内、敷地内は全面禁煙となります。また、ガスの取扱いには注意を払ってください。

(6) ごみは田村市のごみ収集カレンダーのとおり正しく分別してください。

(7) ペットの同伴はご遠慮ください。ただし、盲導犬、介助犬、聴導犬は同伴いただけます。

(8) 災害時に備え、チャレンジハウスに備付けの田村市防災マップをご確認ください。

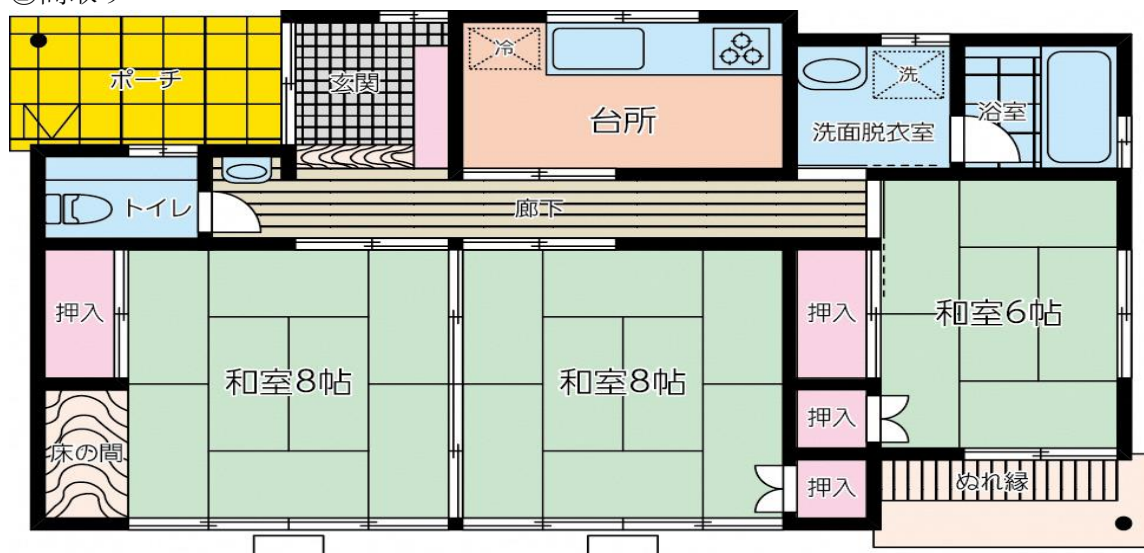
4. 施設概要

(1) チャレンジハウス春山

①概要

名 称	チャレンジハウス春山
住 所	福島県田村市船引町春山字道ノ原200番地
構 造 等	木造平屋建 3K
設 備	電気、ガス、水道、風呂、洋式トイレ（温水洗浄無し）、 エアコン（和室に各1台→合計3台）、駐車場、 W i - F i 環境無し、冷暖房はエアコンのみ。
周辺施設	中心市街地（市役所）、コンビニ、スーパーマーケット、 飲食店、銀行、学校、ガソリンスタンド ※交通手段として自家用車がないと大変不便です。

②間取り



③外観・内観写真



田村市で暮らしを体験できる「お試しチャレンジハウス春山」



それぞれ8帖の和室は襖で区切られています



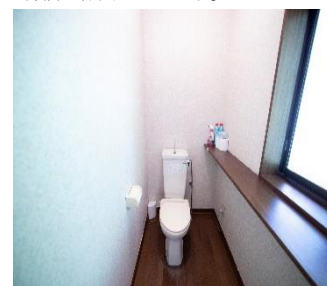
ガスコンロ、電子レンジ、冷蔵庫や一部調理器具があります。



寝室にはベッドもあります。
(シングル)寝具はありません。



浴室は足を伸ばせる、広々とした浴槽があります。



④備付品

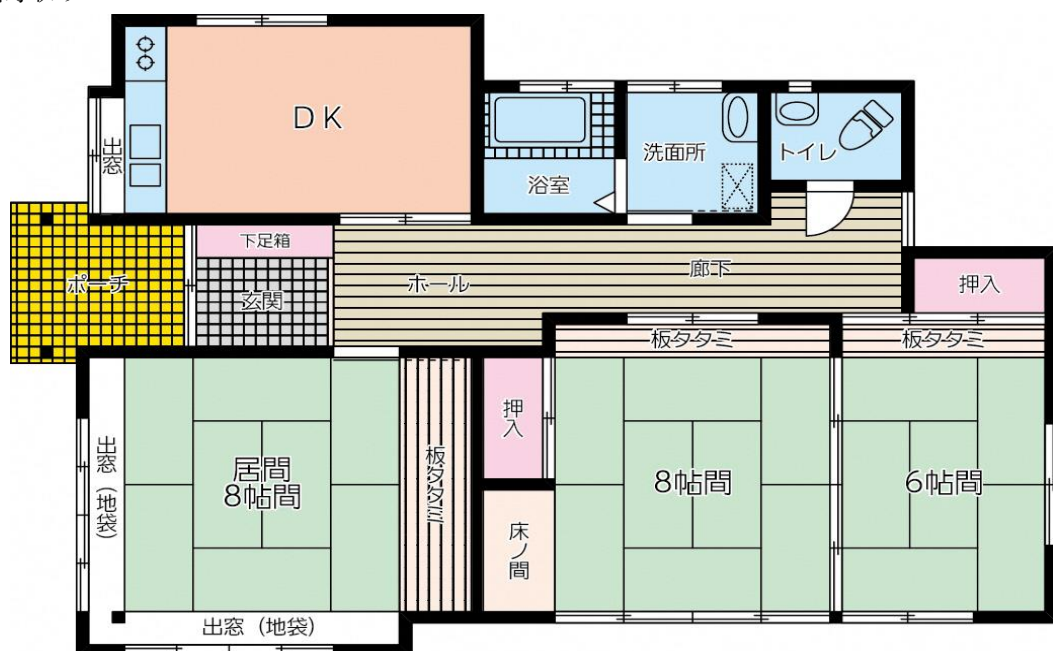
分 類	品名
家 電	電子レンジ、冷蔵庫、炊飯器、ケトル、トースター、 エアコン、洗濯機、テレビ、掃除機
家 具	椅子、テーブル、座椅子
キッチン	包丁、まな板、おたま、コップ（4個） 茶碗（5個）、おわん大（3個）、おわん小（4個） 大皿（1枚）、中皿（2枚）、小皿（13枚） 中鍋（蓋つき）、小鍋（蓋無し）、フライパン やかん、2口ガスコンロ、水切りカゴ、ごみ箱、雑巾
洗 濯	室内物干しハンガー（中）
バ ス	風呂掃除スポンジ
トイレ	トイレ掃除ブラシ
共用スペース	玄関ほうき、室内ほうき クイックルワイパー（本体）、バケツ

(2) チャレンジハウス滝根

①概要

名 称	チャレンジハウス滝根
住 所	福島県田村市滝根町神俣字町218番地
構 造 等	木造平屋建 3DK
設 備	電気、ガス、水道、風呂、洋式トイレ（温水洗浄無し）、 エアコン（和室8帖に各1台→合計2台）、駐車場 W i - F i 環境無し、冷暖房はエアコンのみ。
周辺施設	コンビニ、スーパーマーケット、 飲食店、銀行、学校、ガソリンスタンド ※交通手段として自家用車がないと大変不便です。

②間取り



③外観・内観写真



田村市で暮らしを体験できる「お試しチャレンジハウス滝根」



懐かしい和室には、テレビも設置してあります。



広々としたキッチンには、ケトルや電子レンジがあります。



青いタイルは昔ながらのお風呂です。

④備付品

分 類	品 名
家 電	電子レンジ、冷蔵庫、炊飯器、ケトル、エアコン、洗濯機、テレビ、掃除機
家 具	椅子、テーブル
キッチン	包丁、まな板、コップ（４個）、お茶碗（４個）、おわん（６個）、どんぶり（３個）大皿（４枚）、中皿（５枚）、小皿（８枚）中鍋（蓋つき）、フライパンやかん、２口ガスコンロ、水切りカゴ、雑巾
洗 濯	室内物干しハンガー（中）
バ ス	風呂掃除ブラシ
トイレ	トイレ掃除ブラシ
共用スペース	玄関ほうき、室内ほうき クイックルワイパー（本体）、バケツ

お試しチャレンジハウス利用申請（許可）書

年 月 日

田村市長 様

申込者 住 所
氏 名 印

次のとおり利用したいので申し込みます。

区 分	フリガナ 氏 名	続柄	性別	生年月日	年齢	勤 務 先
申 込 者		本人				
同居しようと す る 親 族						
住 所						
電 話 番 号	(自宅)					
	(携帯)					
メールアドレス						
利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで					
利用する目的				利用料金	円	

添付書類 運転免許証その他の本人確認書類の写し

上記申請のとおり許可する。

年 月 日
様

田村市長 印

注1 お試しチャレンジハウスに係る賃貸借契約を締結すること。
注2 利用するに当たり裏面の注意事項をよく読んでください。

(裏面)

利用に当たっての注意事項

1 遵守事項

利用者は、お試しチャレンジハウス（その附帯施設、敷地、設備及び備品を含む。以下同じ。）の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この事業の目的以外の目的に利用しないこと。
- (2) 暴力団員等に利用させないこと。
- (3) 第三者に対し、お試しチャレンジハウスを転貸し、若しくは利用させ、又は賃貸借契約に基づく権利を譲渡しないこと。
- (4) 常に善良な管理意識を持って利用すること。
- (5) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。
- (6) 清掃、除草及び除雪を適宜行うこと。
- (7) ごみを適切に処理すること。
- (8) 市長の承認なくお試しチャレンジハウスの増改築若しくは模様替えをし、又はお試しチャレンジハウスに建築物、工作物若しくは設備を設けないこと。
- (9) その他市長がお試しチャレンジハウスの管理上必要があると認める事項に関すること。

2 禁止行為

利用者は、お試しチャレンジハウスにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為をすること。
- (2) 物品の販売、寄附の募集その他これに類する行為をすること。
- (3) 興行、展示会その他これらに類する催しを行うこと。
- (4) 文書、図画その他の印刷物を掲示し、又は配布すること。
- (5) 政治活動、宗教活動、風評の流布等を行うこと。
- (6) 動物を飼育すること。
- (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) その他市長がお試しチャレンジハウスの利用にふさわしくないと認める行為をすること。

3 損害賠償

利用者は、故意又は過失によりお試しチャレンジハウス又はその設備若しくは備品を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

以上